

知的財産侵害物品積戻命令書

令和 年 月 日
積戻命令 第 号
(積戻命令書番号)

殿

住所（連絡先）

（税関官署の長）

印

令和 年 月 日付認定通知第 号に係る下記の貨物は、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる物品に該当するので、同条第2項の規定に基づき、積戻しを命じます。

記

1. 品名

2. 数量